

地域懇話会 設置要綱

(目的)

第1条 県が高度医療・人材育成拠点基本構想に掲げる医療機関再編による影響が予想される地域（以下、「影響が予想される地域」という）への対応方針や移転決定後の県立広島病院の土地活用方針を検討するに際して、地域住民や有識者などから幅広く意見を聴取することを目的として、「地域懇話会」（以下、「懇話会」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 県は、次に掲げる事項についての意見の聴取を行う。

- 1 影響が予想される地域の医療体制に関する事項
- 2 県立広島病院の土地の活用方針に関する事項
- 3 その他、前条の目的を達成するために県が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会の委員は、別表に掲げる団体に所属する者であって、前条の意見の聴取を行うために必要があると県が認める者をもって構成する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、この要綱の施行後最初に選任される者又は委員に欠員が生じた場合若しくは増員した場合に選任される者の任期は、附則により定めた期間又は前任者若しくは現任者の残任期間とする。
- 3 県は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出または出席を求め、説明を求めるか、または意見を聴取することができる。

(運営)

第4条 懇話会は、県が招集し、主宰する。

- 2 県は、必要に応じて、年間の開催回数と開催時期、各回における意見聴取事項等を含む年間の運営計画を定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。
- 2 第3条第1項のこの要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、令和5(2023)年9月30日までとする。

(別表) 第3条関係

団体	備考
1 広島大学	
2 福山市立大学	
3 中区公衆衛生協議会	
4 南区公衆衛生協議会	
5 中区社会福祉協議会	
6 南区社会福祉協議会	
7 地区社会福祉協議会	
8 地区連合町内会	
9 一般社団法人広島市中区医師会	
10 一般社団法人広島市南区医師会	
11 県立広島病院	
12 中電病院	
13 広島市	